

富岡町長 様

申請内容と異なる行動や物品の持出しが判明した場合、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

申請者 法人・組織名 株式会社 富岡〇〇建設
代表者氏名 富岡 太郎
連絡先 担当者氏名 富岡 花子
住 所 福島県双葉郡富岡町〇〇
TEL/FAX 0240-00-0000/0240-22-0000

帰還困難区域等への公益目的の一時立入り

○業務の事実確認のため、発注元との契約書類等をご準備ください。
○(エ)町長が特別に認める場合となりますので、目的や立入場所を明確にご記入ください。

私は、自らの責任において、帰還困難区域等への一時立入りをするに当たり、
「帰還困難区域等への公益目的の一時立入りを申請するに当たり」
最大6ヶ月となり、以降再申請を行う。

- 記
- ① 立入希望日 令和2年4月16日(木)～令和2年5月16日(土)
 - ② 入場所(住所) 富岡町内道路補修業務
 - ③ 一時立入りをすることによる公益性(目的) ※注意事項第1.「公益目的の一時立入りとは」から該当項目に○を付け(複数選択可能)、当該項目を選択した理由を記載してください。
(ア) (イ) (ウ) 1 2 3 4 5 (エ)
 - ④ 立入理由 福島県発注により、県管理道路の調査及び復旧を行う
 - ⑤ 経路(ゲートを選んで○で囲んでください。)

	時間	地点	備考
往路通過時間・ゲート	9時00分頃	〈旧富岡消防署前(東・ 西)・夜ノ森駅前(北・南)新夜ノ森東・ロータリー・桜通り〉ゲート	作業時間約(7)時間
復路通過時間・ゲート	16時00分頃	〈旧富岡消防署前(東・西)・夜ノ森駅前(北・南)新夜ノ森東・ロータリー・ 桜通り)ゲート	

※帰還困難区域への立入可能時間は、9:00～16:00となります。
※旧富岡消防署前ゲートは17:00、新夜ノ森東ゲートは、16:00で閉まります。

⑥スクリーニング(退域後に検査を受けるスクリーニング場を下から選び○を付けて下さい。)

	時間	地点
スクリーニング場	16時30分頃	1 ・2・3・4・5・6・7・その他()

No.	箇所名		受付時間	連絡先
1	毛萱・波倉スクリーニング場	富岡町		4573-8868
2	長塚越田スクリーニング場	双葉町		3014-0697
3	加倉スクリーニング場	浪江町		4573-8872
4	津島活性化センター	浪江町		3014-0721
5	中屋敷スクリーニング場	大熊町		4573-8871
6	高津戸スクリーニング場	富岡町大字上手岡字高津戸地内	9:00～18:00	070-4573-8869
7	大野スクリーニング場	大熊町大字下野上字大野98-1	9:00～18:00	070-4573-8870

希望するスクリーニング会場に○を付けてください。
○スクリーニング会場では、立入者及び立入車両のみスクリーニングを実施します。
○車両・重機・特殊車両を搬出する場合のスクリーニング会場はNo.1、No.3となります。

※ 車両・重機等を搬出する場合は、毛萱・波倉スクリーニング場および加倉スクリーニング場となります。
※ No4,5のスクリーニング場について冬季(12月1日～3月31日)は17:00までとなります。

富岡町記入欄	富岡町確認 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 不同意	日付：令和 年 月 日
	この欄は富岡町で記入しますので記載しないでください。	富岡町 第 号

